

## 日本の木のいえ情報ナビ 国産材展示・販売事業者データベース 登録規程

### (総則)

第1条 この規程は、(株)環境計画研究所(以下「事務局」という。)が運営する「～ずっと住むなら、やっぱり日本の木～「日本の木のいえ情報ナビ」」の国産材展示・販売事業者データベース(以下「国産材展示・販売事業者DB」という。)」への事業者の登録手続き等について、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この規程において「対象事業者」とは、住宅および住宅リフォーム(住宅の増築、改築、修繕又は模様替えをいい、住宅設備に係るものを含むものとする。以下同じ。)用国産木材の展示・販売を行う事業者をいう。

### (登録の申込み)

第3条 国産材展示・販売事業者DBへの事業者情報の登録を希望する者は、事務局に対して登録を申込む。

2 登録の申込みをしようとする事業者(以下「登録申込者」という。)は、次の各号に定める書類を事務局に提出する。

- 一 登録申込書
- 二 この規程で定める事項を遵守することを誓約する同意書(以下「同意書」という。)

### (登録の有効期間)

第4条 登録の有効期間は、平成24年3月31日までとする。

### (登録事業者の責務)

第5条 登録事業者は、申し込み時に記載された同意事項及びこの規程を遵守し、それぞれの業態に応じた適切な事業者行動を取らなければならない。

### (登録申込者等についての調査)

第6条 事務局は、登録申込者及び登録事業者について、必要に応じ調査を行う。

### (登録の拒否)

第7条 事務局は、登録申込者が次の各号の一に該当するときは、登録を拒否する。

- 一 登録の申込前1年以内に、住宅および住宅リフォーム用国産木材の展示・販売に関し、不正又は著しい不当な行為を行った者
- 二 虚偽の事実に基づき登録の申込みを行った者

- 2 事務局は、登録申込書に記載された事項又はその他の事項について内容の確認が必要である場合、登録申込者に対し証明書等の書類の提出を求めことができ、書類の提出がなされない場合には登録を拒否することができる。
- 3 事務局は、第6条に定める調査において、登録が相応しくないと判断したときは、登録を拒否することができる。
- 4 事務局は、登録を拒否する場合においては、登録申込者にその旨を通知する。

(登録内容変更の届出)

第8条 登録事業者は、登録された事項について、内容の変更が生じた場合は、遅滞なく事務局に届け出なければならない。

(登録辞退の届出)

第9条 登録事業者は、次の各号の一に該当する場合、別に定める登録辞退する旨を事務局に届け出なければならない。

- 一 住宅および住宅リフォーム用国産木材の展示・販売を行う事業を廃止しようとする場合
- 二 登録を辞退しようとする場合

(登録の更新)

第10条 事務局は、登録事業者から第4条に規定する登録の有効期間の終了1ヶ月前までに前条に規定する登録辞退届の提出がない場合には、登録を更新するとみなし、登録を自動的に更新する。

(登録の削除)

第11条 事務局は、次の各号の一に該当する場合には、登録を削除することができる。

- 一 第9条の規定による届出があったとき又は届出がなく第9条第1項第一号に該当する事実が判明したとき。
- 二 登録事業者が虚偽に基づいた登録の申込み又は変更の届出を行ったことが判明したとき。
- 三 登録事業者が住宅および住宅リフォーム用国産木材の展示・販売を行う事業等に関し、不正又は著しく不当な行為を行ったとき。
- 四 その他事務局が、相応しくないと判断したとき。

2 事務局は、登録を削除した場合には、登録事業者にその旨を通知する。

(情報提供の中断)

第12条 事務局は、次の各号の一に該当する場合には、登録事業者に事前に通知することなく、一時的にインターネット等による情報提供を中断することができる。

- 一 停電や天災などの不可抗力によるとき。
  - 二 インターネットによる情報提供を行うシステムの保守点検や修理を行うとき。
  - 三 その他事務局が一時的な中断をやむなく必要と判断したとき。
- 2 事務局は、情報提供を中断する場合には、登録事業者はその旨を通知する。

(損害賠償責任の免責)

第13条 事務局は、第12条に規定する中断を行った場合又は登録された情報に関して登録事業者が損害を被った場合において、一切の損害賠償責任を負わない。

(消費者からの相談等)

第14条 事務局は、消費者から登録事業者についての住宅および住宅リフォーム用国産木材の展示・販売を行う事業等の相談等があった場合は、必要に応じて適切な情報提供を行う。ただし、あつせん、調停及び仲裁は行わない。

(規程の変更)

第15条 この規程の変更により、登録事業者に新たな義務が発生する場合は、事務局は登録事業者に事前に通知する。

(附則)

この細則は平成22年4月1日から施行する。

(附則)

この細則は平成23年4月1日から施行する。